

御殿場市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例・規則案について

1 条例・規則制定の背景

平成24年8月の子ども・子育て関連3法の成立に伴い児童福祉法が一部改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が基準の条例を定めることとされたため。

なお、一般原則について条例で定め、詳細な基準については規則に委任することとする。

2 定めるべき基準

◆従うべき基準

(条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの)

◎従事する者(職員の資格) ⇒ 規則第7条第3項、規則附則第3項

◎職員の員数 ⇒ 規則第7条第1、2、5項

◆参酌すべき基準

(地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの)

○児童の集団の規模 ⇒ 規則第7条第4項

○施設・設備 ⇒ 規則第6条

○開所時間・日数 ⇒ 規則第15条

○その他の基準

3 当市の基準策定の方針

◆すべての基準について国の基準どおりとし、条文の構成も省令のとおりとする。

◆ただし、以下の2点については早急に国の基準を満たすことが明らかに困難であり、現在の利用者にも大きな影響が生じる恐れがあるため、附則において経過規程を追加し、当分の間弾力的な運用ができるようにする。

○児童の集団の規模

国の基準では児童の集団の規模を「おおむね40人以下」としており、これに対して指導員を2人以上配置することとなるが、当市では現在児童数が40人を超え55人程度までのクラブが7クラブある。

経過規程により現在事業を実施しているクラブについては、5年間は児童の集団の規模を「おおむね50人以下」とすることで、児童の集団の構成や指導員の配置を徐々に望ましい形に導くようにしたい。 ⇒ 附則第4項

○施設の面積

国の基準では児童「1人当たりおおむね1.65㎡以上」としているが、現有の施設についてこれを適用し、入所申し込みが今年4月1日と同数と仮定すると、6クラブで59人の待機児童が発生してしまう。1人当たり1.1㎡程度となっている狭隘なクラブもあり、施

設面での対応には時間も必要であるため、20%程度の余裕を見て「1人当たりおおむね1.3㎡」とし、5年のうちに適正な対応を図る。 ⇒ 附則第2項

4 施行日

子ども・子育て関連3法が施行される日 ⇒ 附則第1項
(国のスケジュールでは平成27年4月1日を想定)

5 今後の予定

国のスケジュールどおり平成27年4月1日の条例施行を想定すると、来年度の入所者から適用を受けることになるため、本条例については議会9月定例会に上程する予定。

この条例、規則により、市が実施する放課後児童健全育成事業についても様々な規定を新たに設けなければならない。また今年後半には事業実施に係る国の新しいガイドラインが厚生労働省から示される予定であるため、これを受けて、近隣他市の状況等も勘案のうえ年内を目途に現在の市の実施要綱等を改正または新たな規則を制定する予定。